明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

内閣危機管理監に任命する

伊藤　哲朗

内閣官房副長官補に任命する（各通）

佐々木豊成
河相　周夫
櫻井　修一

内閣広報官に任命する

千代　幹也

内閣情報官に任命する

植松　信一

内閣官房副長官

仙谷　由人

同

福山　哲郎

同

瀧野　欣彌

内閣法制局長官

梶田信一郎

内閣危機管理監

伊藤　哲朗

内閣官房副長官補

佐々木豊成

同

河相　周夫

同

櫻井　修一

内閣広報官

千代　幹也

内閣情報官

植松　信一

内閣総理大臣補佐官

亀井　静香

同

辻元　清美

同

藤井　裕久

同

芝　博一

同

村田　蓮舫

願に依り本官を免ずる（各通）

財務大臣秘書官

河井　淳一

前田　哲

金杉　憲治

山下　史雄

太田　充

寺澤　達也

吉田　学

内閣総理大臣秘書官に任命する（各通）

内閣総理大臣秘書官

岡本　健司

同

山崎　史郎

同

羽深　成樹

同

前田　哲

同

桝田　好一

同

貞森　恵祐

同

山野内勘二

願に依り本官を免ずる（各通）（以上九月二日）

○内閣総理大臣及び国務大臣退官

本月二日内閣総理大臣に野田佳彦が任命せられ、菅内閣の内閣総理大臣菅**直**人及び国務大臣片山善博、同江田五月、同松本剛明、同野田佳彦、同高木義明、同細川律夫、同鹿野道彦、同海江田万里、同大畠章宏、同北澤俊美、同枝野幸男、同中野寛成、同自見庄三郎、同細野**豪**志、同与謝野馨、同玄葉光一郎、同平野達男はそれぞれその地位を失った。

○副大臣退官

内閣府設置法第十三条第五項及び国家行政組織法第十六条第六項の規定により本月二日内閣府副大臣東祥三、同末松義規、同山口壯、総務副大臣鈴木克昌、同平岡秀夫、法務副大臣小川敏夫、外務副大臣伴野豊、同高橋千秋、財務副大臣五十嵐ふみひこ（五十嵐文彦）、同櫻井充、文部科学副大臣笹木竜三、同鈴木寛、厚生労働副大臣小宮山洋子、同大**塚**耕平、農林水産副大臣篠原孝、同筒井信隆、経済産業副大臣池田元久、同松下忠洋、国土交通副大臣三井辨雄、同池口修次、環境副大臣近藤昭一、防衛副大臣小川勝也はそれぞれその地位を失った。

○大臣政務官退官

内閣府設置法第十四条第五項及び国家行政組織法第十七条第六項の規定により本月二日内閣府大臣政務官阿久津幸彦、同園田康博、同和田隆志、総務大臣政務官逢坂誠二、同浜田和幸、同森田高、法務大臣政務官黒岩宇洋、外務大臣政務官菊田真紀子、同山花郁夫、同徳永久志、財務大臣政務官吉田泉、同尾立源幸、文部科学大臣政務官笠浩史、同林久美子、厚生労働大臣政務官岡本充功、同小林正夫、農林水産大臣政務官田名部匡代、同吉田公一、経済産業大臣政務官田嶋要、同中山義活、国土交通大臣政務官市村浩一郎、同小泉俊明、同津川祥吾、環境大臣政務官樋高剛、防衛大臣政務官松本大輔、同広田一はそれぞれその地位を失った。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）